

補助金等の整理等に関する特別委員会議録第十号

昭和三十年六月二十四日(金曜日) 午後零時六分開議

出席委員

委員長 伊東 岩男君 三郎君 理事高見 三郎君 理事床次 德二君 理事坊 秀男君 理事川野 芳滿君 理事滝井 義高君 理事川島 金次君 理事末五郎君 高村 坂彦君 権名 隆君 竹内 俊吉君 坂田 道太君 八田 貞義君 松野 頼三君 井手 以誠君 川村 繼義君 三鍋 義三君 大西 正道君

出席國務大臣

文部大臣 松村 謙三君 出府政府委員 大蔵事務官 正示啓次郎君 (主計局長) 大蔵事務官(主計局長) 村上孝太郎君 文部事務官 内藤馨三郎君 (調査局長)

本日の会議に付した案件

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出 第五〇号) 補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出 第九一〇号)

伊東委員長

これより会議を開きます。本日は、前会に引き続きまして、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)及び補助金等の臨時特例等に関する

る法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九一〇号)の両案を一括議題といたし、質疑を継続いたします。質疑の通告がございます。これを許します。松野頼三君。

○松野委員 短かい時間ではありますが、私の質疑中は政府委員の答弁はやめていただくことにして、できるだけ能率的に大臣に質問を集中いたします。

ただいまこの補助金打切り法案が出ておりますが、ことに一番大ワクは文部省の五億二千八百万というものです。これは何かというと、教科書無料配付費という費目ですが、大臣は、この法案について、教科書無償配付打切り御賛成でございますか、御賛成でございますませんか、本心を一つお伺いしたい。

○松村國務大臣 これは、御承知の通り、最初財政緊縮の都合でやむを得ず法律を眠らせたというところでございまして、今も同様に今年の財政の都合でやむを得ず行わなかった、こういふふうに考えておりました、どうか機会があればぜひ実現をいたしたいという希望を持っております。ただし、そのやり方につきましては、従来のやり方通りにやるべきか、またさらに検討を加えて新しい工夫のもとにやるべきかというところについては、ただいまのところきまつておりません。新しい考え方と申しますと、たとえばこういふこととございます。今までは一年生だけずつと一律にやっておりますが、

いまして、これは買得る能力のある者にまでそういふふうにする必要もないので、やむを得ない面の方々だけではどういふものか、そうすれば同じ金で中学までもそういふふうにするというよりなやり方もあります。しかしそれがいいときまつたわけではございませんが、いろいろ研究をいたして、そしてできるだけ早くそういう趣旨を復活いたしたいと考えております。

○松野委員 文教政策としてはまことにけつこうなお話のように拝聴しますが、それはそれとして、少くとも今までは自由党内閣が昭和二十六年から今日までやりましたこの制度は、あなたこれを改善されようということはけつこうです。もちろん当然なことです。しかしこれを打切るかあるいは存置すべきかという賛否論にはいかがでありますか。

○松村國務大臣 これはぜひ、財政の都合がつき次第、私どもはこれを復活いたしたいと考えております。

○松野委員 将来の改善は別として、自由党の二十六年からやりましたことは、これは一歩明るい教育に対する施策だったのでございまして、これはやはりおやりになりたいのでございまして、改善は別として、やはり教科書の無償配付という根本思想には御賛成でございますか、御反対でございますか。

○松村國務大臣 これは自由党が二十六年来やられたことを継承してやりたいと考えております。

○松野委員 前安藤文部大臣は、今年

小学校に入学する一年生二百四十七万人に、義務教育無償の建前から、国語、算数の教科書を無償配付するため、これに必要な経費として五億二千万円を大蔵省に要求するといふ、実は記者会見の発表が三月四日にございました。このことは御承知でありますか、あるいは引き継ぎ事項にあつたのか、あるいはこういう思想を御承知か、あるいはこれに対して賛成か。当然事務引き継ぎをされたのですから、同じ内閣で大臣はかわれど党の根本方針、内閣の根本方針は変わらぬと思つて、激激に変わる理由がありません。一つこの点もお伺いしたい。

○松村國務大臣 前任者とやはり私も同様に考えておりましたから、新聞記者にもそういうお話をいたしましたけれども、それは、それは、当時のいろいろ大蔵省にも折衝いたしました結果、この予算も緊縮政策を踏襲していくというものであつて、それでやめざるを得なくなつた、こういうわけでございます。

○松野委員 それでは、思想は前安藤文部大臣と同じであるというならば、あなたも、大臣に就任されましたから、この問題がどうかできるよりに、補助金が打ち切れず継続できるように努力されましたか。

○松村國務大臣 私になりましてから、前任者の意見を継ぎまして、できるだけ努力をいたしました。しかしながら、それは前任者のときにもなかなか困難な事情を伺つておりましたが、最後の努力をいたしましたけれども、ことしはどうしてもその運びを見るに至りませんでした。

○松野委員 最後の努力というのはどういふ努力ですか。

○松村國務大臣 ちよつと私が引き継ぎましたときは第一次の大蔵省の査定が各省に示されるすぐ前でございます。その間に大蔵省に対してまた交渉の余地が残つておりましたから、それをできるよりに努力をしてみたのですが、どうしてもそれはことしもう一年やめたいということとございまして、結論を得ることができませんで断念をいたしましたわけでございます。

○松野委員 大蔵省の努力というのは、相手は大蔵大臣でございますか。

○松村國務大臣 それは事務といたして十分話もさせますし、大蔵大臣にも直接話をいたしましたこともあつたと記憶いたしております。

○松野委員 大体この教科書の無償配付をやりたいという思想はほつぽつわかつて参りました。それでは一つ、この実現の方法ですが、財政の都合と云われる。あなたは財政の都合でこの問題はあきらめたとおっしゃる。大蔵大臣は別でございますし、それではあなたが本年の予算の一兆円予算というのに対して財政の都合でこれを下げたという論議の財政の都合、あなたが仕方がないと言われた財政の都合は一体何なのですか。

○松村国務大臣 それは、私といたしまして、文部省全体の予算を通過いたしましたので、やはりいろいろな面で折衝がございまして、それですでに前任者のときにほとんど不可能であるときまっておりましたことでもありまして、しいましたものですから、やむを得ずあきらめまして、次の機会を期するといふ考えを持つに至つたのであります。

○松野委員 そうすると、やはり予算交渉の途中で、この問題はあまり重要じゃないから、ほかの方に気をとられてこれは落した、こゝろ解釈してよろしゅうございませうか。

○松村国務大臣 それはちよつと違つたところと申すので、軽重の点ではなくて、大蔵省としてあのときには補助金はほとんど一律に切るといふ方針を立て、閣議でもその大体的方針をこゝろ一年はやる、こゝろいふことになつたものから、それで、その原則に従いますとこればかりを強く主張するわけに参りませんが、そういう事情のもとにあきらめざるを得なくなつたのでございます。

○松野委員 はなはだ端的な御質問ですが、補助金は一律にこの予算では切られておるので、こまかいことは私は申しませんが、補助金は一律に切るといふ大蔵省の方針であつたから、仕方なしにこれに従つたとおっしゃる。それで補助金は現内閣は全部一律にお切りになっておるので、まだ残つておるものがたくさんございせんか。

○松村国務大臣 それは必ずしも一律というわけには行きません。あとからそれに漏れたものも、最初からのものも

りませうけれども、原則としてそういうことに縛られておりましたから、ほかの経費との軽重というよりも、そういう原則に縛られてやるのができなかった、こゝろいう次第でございます。

○松野委員 補助金は一律に切られておるかどうかわからないとおっしゃつたので、ほかに省のことはおれは知らないとおっしゃる。ただ一律に切るのだという言葉を信じて、あなたは一律にこれは仕方がないと考えられる。それではこの教科書の問題は内閣としては大して念頭になかつたのですか。

○松村国務大臣 そういふわけでもありません、特別法による補助の打ち切りは大体ほとんど全部、そういうことになつておると考へておるわけでございます。

○松野委員 ただいまの御答弁通りなら、文部大臣はだまされておるので、だからその言葉をお聞きになつたか知らないが、そういうふうになつていないのです。あなたに、閣議で予算書を承認になつたからとて、そのこまかいことを一々覚えて、いよとほ言ひません。今度の補助金を打ち切つたのはみな少額な補助金で、億以上ものものはあなたのところだけだ。五億くらいなら少額なものとおっしゃるなら別です。しかしこの補助金打ち切りの表を見てごらん下さい。億以上のところはあなたのところだけだ。しかもこれが一番自由党の全盛のときの教科書無料配付なんだ。あなたがその通りとおっしゃるなら、これは、あなたが認識不足か、あるいは大蔵省にだまされておるのです。こゝろ一覽表が出ておりますが、大きなのはあなたの

ところだけで、あとはどちらかといえ少額なもの、全国にはばらまいても効果が薄いから、この際平衡交付金に入れようとかいふわけだが、この教科書の問題は平衡交付金に入つておるか、その点はどうですか。

○松村国務大臣 だまされたと言われますれば、そういう事実があつたかも知れませんけれども、何分前年から眠つておる法律でもございませうし、緊縮事態も同様でありますし、特別のことでもありましたから、もう一年をもつてやるわけでありませう。

○松野委員 なるほど前年から眠つておることはその通りです。自由党内閣当時、これらのものは一年間延期したわけですが、しかし、私の方は、財政を建て直すまでというわけで、当分の間という法案を出したので、そのときに、議会の修正は、当分の間という不明瞭なことではいけない、三十年三月末まで、一日たりとも延ばしてはいけないといふのが議会の院議で、わが党の案が修正になつた。当時あなたは改進黨の政調会長で、三月三十一日までという期限をつけるべきだといふ主張者だつた。それが今日所を変えれば、この状況は何ですか。あつたならば、この問題が出なかつたのです。われわれは経済の状況に応じてといふ大きな幅を持たして、何とか一番早い時期にこれを戻そうと努力した一員です。あなた

は当時改進黨の政調会長だつたと記憶するが、当時の改進黨の一番の大黒柱である。まさか知らないとはおっしゃりませう。今日この所を変えた約交

ぶりは何ですか。御記憶ございませう。○松村国務大臣 そういふこともございませうが、財政の状況はやはり一年で緊縮の実態を得ることができませんで、こゝろも同様の政策をとつております。それでこゝろの事態に応じてまた一年を延ばす、こゝろいふことと御了承を願ひたいと思ひます。

○松野委員 私をして言わしめれば、文部大臣、あなたの答弁は少しする過ぎる。財政の都合というなら、財政の都合とは何だ、一兆円予算の基礎はどうか、経済の状況はどうだと聞きますよ。しかし、所管大臣でないから、あまりこゝろで聞いたのでは御答弁にお困りだらうから、この先はあえて聞かないが、あなたの方でそればかり答弁されるなら、休憩して、この次の答弁でも、もしそれでやつていらつしやるなら、財政の都合の見解を聞きませう。そのあとで、もしも財政の都合の問題であつたならば、この問題は別個にいたしますけれども、一兆円予算は何のためにできたか、自由党のときと今日の経済の状況はどうか、国民所得はどうか、わかっているではないか。あなたにこんなことを言う必要はないから、こんなことを言う必要はないから、もしも必要なものは、あなたに聞きませう。

○松村国務大臣 お言葉ではありませんが、私は財政の問題であつたと議論するよりな財政通ではありませんから何ですが、このことだけは申し上げ得ると思ひますから、御了承願ひたいと思ひます。今の政府の方針が依然として緊縮政策を持続しているからして、こ

ういふことになつたのである。その緊縮政策を持続せざるを得ざるに至つたその論拠なり理由なりは専門家にお聞きを願ひたいと思ひますけれども、私は、緊縮政策をやつておる政府の中にあつて文政を預かつておられますから、さういふお答えを申し上げたわけでございます。

○伊東委員長 松野委員に御相談申し上げます。文部大臣は参議院の本会議に出席されなければなりませんので、向うの方は十五分くらいで済むようございませうから、その間休憩して引き続きやりますか、あるいは午後一時からやることにいたしますか。

○松野委員 十分や二十分待つてもいいというあなたの審議状況についての御判断なら、その御判断におまかせいたします。

○伊東委員長 それでは、このまま休憩いたしました。十五分後にまた再開することいたします。午後二時二十九分開議

○伊東委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。松野君。○松野委員 先ほど来質疑をしておりますが、しばらく休みましたので、一つ重ねて私の前の質問に対して御答弁をお願いしたいと思ひます。○松村国務大臣 先刻も申し上げました通り、ずっと前から継続して参りましたこの教科書無料配付のことが一日も早く復活することができたならば

と申すおりましたが、今度の機会にそれを復活することができなかったのは非常に遺憾でございますけれども、これは先刻申し上げました通りのようないろいろの事情によるものでございまして、でき得る限り早い機会にこれを復活をいたしまして、そうして恒久的に一つのきまつた制度といたして最善を期したい、こういふふうに考へております。

○松野委員 それでは、全国の学童が二百五十万おりますが、二百五十万の学童に、まことに自分の不手ぎわで本年は教科書が配れなかつた、まことに申しわけない、こういふ意味なんでしょうか。これははなはだぶつつかですけれども、全国の学童のことですから、財政の事情により配れませんが、なかなか配れなかつた、文部大臣の力が足りない、これは明らかになる御趣旨ならば、これは明らかになるけれども、今の御答弁では何だかわからぬ、私だつてわからない。なぜ配れなかつたかというのをはつきりしていただきたい。あなたが力足りなかつた、これも一つの何なんだ。ただ何となしに財政の都合で本年は配れなかつたということでは、問題はことに学童のことですから、一つ明らかにしたい。民主党は盛んに選挙でお使いになつたはずですから、選挙のときの公約は多少狂いができてまことに申しわけない、こういふ趣旨ですか、かみ砕いて言へば、言葉が過ぎれば訂正いたしますが、端的に言へばそうかと、いふことなんでしょう。

○松村国務大臣 こういふことになりまして事情についてはいろいろありますけれども、このようにことになり

ますそのことについてははなはだ残念に考へて、この復活に努力いたしたいといふのでございまして。

○松野委員 復活に努力されるというのはいつごろ復活の努力をされるのですか。予算がまだ審議中なんですか、今からでも努力すれば間に合ひするのです。

○松村国務大臣 それはすでに予算は自由党、民主党との間にもあつて修正の妥結ができてまして、今参議院にかつておることでございまして、次の予算編成の機会にぜひこれを貫徹するように努力をいたしたい、このように考へております。

○松野委員 お言葉返すよりですけれども、予算編成よりも、まだこの法案は審議中なんです。あるいは予算に入つておられないかもしれません。しかしながら、この法案を先に出して、あとで補正で財源を追加すること、これは可能なんです。一つこの法案は生かしておいて、財源はこの次の補正、これが順序じゃないですか。法案を殺しておいて、これをやるというのですか。この法案だけ生かしてあげば、あなたの言われるように財源措置はこの次の補正予算でもできる。ところが、これを殺しておけば今年中はだめなんです。御承知のように来年三月三十一日までは復活できない。早くやりたいというならば、この法案を生かしてあげばあとで復活できる。その点は多少私は文部大臣と考へが違ふ。

○松村国務大臣 それは、できましたならば、次の通常国会に復活の手続をいたしましてやりたいと思つてお

○松野委員 別に御遠慮なさらなくてもいいです。あなたが御希望ならば私も協力しますから、この法案だけを生かしておいて、次の通常国会では予算をお出しになればいいのであつて、片一方だけ生かしておいた方がこれは便利なんです。ことに復活したいというお氣持であるならば、片一方だけでも生かしておかれた方がいいじゃないですか。あなたの思想がその辺で多少分裂していると思つたのです。

○松村国務大臣 お話の通りでございまして、私も生かしておきますれば、ことごとしまたやらなくちゃいかぬといふことだろつと思つておられます。ことごとしやらなかつた事情は先刻申し上げ、遺憾に思つておるわけでありまして、事はやはり来年からこういふことで努力をいたしたいと思つておられます。

○松野委員 私もかねてから人望高い松村文部大臣を特にいじめようとは思わぬ。ただ問題は学童のことであつて、私に関する問題じゃないのです。全国の学童に、まことに本年は残念だつたけれども、民主党のこういふ政治力においてはできなかったから申しわけない、こういふことを言われたのかどうかというのが私の質問の要点なんです。私個人のために聞いておるのではないのです。今度は、全国の学童諸君には、文部大臣の力が足りなくまことに申しわけなかつた、また民主党の選挙のときの公約に狂いがで

て、この法案だけを削ればいいのです。問題は財政当局がおやりになればいいことであつて、あなたと私は財政上の議論はなるべく避けたい。それ以上おつしやるならば、私は財政論からいつて可能だといふ論拠を持つておる。これは可能なんです。予算に關係なしにやれるのだ。ただいま審議中の本年度の予算をあらためて修正することなしにできる。だから私はそんな論拠は別個の問題だと思つた。だからほんとうの思想を聞いておるのです。しかし、私は、文部行政としての範囲で、大蔵大臣の範囲まであつて質問しておるわけはございませぬから、あなたも文部大臣として全国の学童に謝罪されるならば、この問題は一応あとまで保留しておいてもいい。今日の場合はそうではないのです。この目の前の法案の取扱ひの問題であつて、あなたの思想によつては私もこの点に協力をいたします。これは一私個人の問題ではない、学童の問題ですから、思想的にしっかりと腹を据えてやらうじゃありませんか。これは私本気なんです。

○松村国務大臣 先刻からお答え申し上げておりましたことは、これももちろん議會を通じて国民に申すことでありまして、これができなかったのについて謝罪とか何とかいふことではございませぬけれども、できればやりたかつた、それができなかったのは遺憾だといふことを申し上げておるようなわけを願ひたいと思つておる。

○松野委員 まあ一つ言葉に衣を着せず、遺憾であつたといふ政治的の言葉でなしに、子供さんの前に、申しわけありませんでした、私の力が足り

からだつて、あなたの方の思想に合せ

せて、この法案だけを削ればいいのです。問題は財政当局がおやりになればいいことであつて、あなたと私は財政上の議論はなるべく避けたい。それ以上おつしやるならば、私は財政論からいつて可能だといふ論拠を持つておる。これは可能なんです。予算に關係なしにやれるのだ。ただいま審議中の本年度の予算をあらためて修正することなしにできる。だから私はそんな論拠は別個の問題だと思つた。だからほんとうの思想を聞いておるのです。しかし、私は、文部行政としての範囲で、大蔵大臣の範囲まであつて質問しておるわけはございませぬから、あなたも文部大臣として全国の学童に謝罪されるならば、この問題は一応あとまで保留しておいてもいい。今日の場合はそうではないのです。この目の前の法案の取扱ひの問題であつて、あなたの思想によつては私もこの点に協力をいたします。これは一私個人の問題ではない、学童の問題ですから、思想的にしっかりと腹を据えてやらうじゃありませんか。これは私本気なんです。

○松村国務大臣 先刻からお答え申し上げておりましたことは、これももちろん議會を通じて国民に申すことでありまして、これができなかったのについて謝罪とか何とかいふことではございませぬけれども、できればやりたかつた、それができなかったのは遺憾だといふことを申し上げておるようなわけを願ひたいと思つておる。

○松野委員 まあ一つ言葉に衣を着せず、遺憾であつたといふ政治的の言葉でなしに、子供さんの前に、申しわけありませんでした、私の力が足り

からだつて、あなたの方の思想に合せ

せて、この法案だけを削ればいいのです。問題は財政当局がおやりになればいいことであつて、あなたと私は財政上の議論はなるべく避けたい。それ以上おつしやるならば、私は財政論からいつて可能だといふ論拠を持つておる。これは可能なんです。予算に關係なしにやれるのだ。ただいま審議中の本年度の予算をあらためて修正することなしにできる。だから私はそんな論拠は別個の問題だと思つた。だからほんとうの思想を聞いておるのです。しかし、私は、文部行政としての範囲で、大蔵大臣の範囲まであつて質問しておるわけはございませぬから、あなたも文部大臣として全国の学童に謝罪されるならば、この問題は一応あとまで保留しておいてもいい。今日の場合はそうではないのです。この目の前の法案の取扱ひの問題であつて、あなたの思想によつては私もこの点に協力をいたします。これは一私個人の問題ではない、学童の問題ですから、思想的にしっかりと腹を据えてやらうじゃありませんか。これは私本気なんです。

○松村国務大臣 先刻からお答え申し上げておりましたことは、これももちろん議會を通じて国民に申すことでありまして、これができなかったのについて謝罪とか何とかいふことではございませぬけれども、できればやりたかつた、それができなかったのは遺憾だといふことを申し上げておるようなわけを願ひたいと思つておる。

○松野委員 まあ一つ言葉に衣を着せず、遺憾であつたといふ政治的の言葉でなしに、子供さんの前に、申しわけありませんでした、私の力が足り

からだつて、あなたの方の思想に合せ

せて、この法案だけを削ればいいのです。問題は財政当局がおやりになればいいことであつて、あなたと私は財政上の議論はなるべく避けたい。それ以上おつしやるならば、私は財政論からいつて可能だといふ論拠を持つておる。これは可能なんです。予算に關係なしにやれるのだ。ただいま審議中の本年度の予算をあらためて修正することなしにできる。だから私はそんな論拠は別個の問題だと思つた。だからほんとうの思想を聞いておるのです。しかし、私は、文部行政としての範囲で、大蔵大臣の範囲まであつて質問しておるわけはございませぬから、あなたも文部大臣として全国の学童に謝罪されるならば、この問題は一応あとまで保留しておいてもいい。今日の場合はそうではないのです。この目の前の法案の取扱ひの問題であつて、あなたの思想によつては私もこの点に協力をいたします。これは一私個人の問題ではない、学童の問題ですから、思想的にしっかりと腹を据えてやらうじゃありませんか。これは私本気なんです。

せんでした、こういふふうにおつしやるかどろか。

○松村国務大臣 実はその政策の上においてのことでございますので、謝罪をする、せぬといふようなことは、私は遺憾の意を表するといふ言葉ですべてが含まれておると思つておるわけでございます。

○松野委員 遺憾の意を表するといふ、こんな小さい字句のことを私は言ひのぢやないのですよ。あなたがあくまで私の言葉に対して遺憾の意を表するとか、いやどうだとか、衣をかぶさるから、一番私の本心をこうやつて露骨に言ひのぢやあつて、それでは私の言つておることに反対か賛成かということなんです。全国の学童にまことに申しわけなかつた、自分もなるべくこういふものはやつていきたいのだ、本年は力が足りずにやれなくて残念だつたといふ私の言葉にイエスカノーかを言へばいいのです。

○松村国務大臣 それはさつきから申し上げておる通りでございまして、今度できなかったのは遺憾である、残念であるといふことは繰り返して申し上げておるようなわけでございます。

○松野委員 残念は、私も残念に思つたのです。しかし、あなたは所管の大臣だから、私の残念に思つたのは、実は、松村さん、あなたの力が足りなかつたから私も残念に思つたのです。今度のはあなたの自主的な考え方だから、当然言葉が変つてくるのは当たり前であります。残念に思つたのは私の言葉であつて、あなたが自分でやらなかつたのだから、今度は、自分の方で全国国民の前に発表されるときに、残念じゃ済まないでしよ。これはあなたの言

思想と私の言う思想とは違ふ。残念に思うというのば、文部大臣の力が足りずに残念だと私は思つておるのです。あなたは、その立場だから、申しわけがなかったという言葉になりやしませんか。

○松村国務大臣 お話でございませうが、そういう特例法の、内閣としてきまりによつてそつになつたのですから、私は力が足りないで遺憾であつたとは申しませうけれども、罪があつて謝することとは考へておりません。であるから、謝罪という言葉は申しませんで、遺憾であつたと申しわけでございませうから、それらの点は御了承をお願いしたいと思います。

○松野委員 私は文部大臣はもう少しさつぱりされた方であると思つていましたけれども、まるで言葉のことばかりにとらわれて、一個人の面目とか名譽とか、一々言葉をあなたに濁される。それじゃなせこんなものを承知されたか。補助金特例一覧表に入つたから仕方がない。それじゃなせ入れた。入れたのはだれですか。大蔵大臣が勝手に入れたのですか。補助金特例一覧表といふのに入るときには、あなたに相談があつたはずだ。閣議できめられたのでしょ。入つたから仕方がない。それじゃだれが入れたのですか。

○松村国務大臣 それは私の力が足りなかつたと仰せられるならばそつなんですけれども、私はこういふことに罪があるとは考へません。従ひまして、謝罪といふことは、これは一つお許しを願ひまして、申しわけがないとか遺憾だといふ言葉は申し上げますが、やはりそつといふことは公人としてきつぱりしておかなくちゃいけないと思ひま

すから、せつかくの何ですけれども、そのけじめだけは一つ御了承願ひたいと思ひます。

○松野委員 それじゃ、この補助金特例一覧表に入つたという根拠は、だれが入れたのです。あなたが入れたのでしょ。補助金を打ち切つていいといふこの一覧表に入れたのはだれなんですか。

○松村国務大臣 それは、前年度もそうであり、今度も入れた。それは私の責任でございまして、私の見解でございませう。責任であるとは申しませうが、これが罪であるとは私は考へませんでございませう。

○松野委員 前年は入つておつてすに議会で議決されておられますが、これは三十年三月までで、三十年度の予算にはこういふものは継続すべきじゃないというのが、あなたが幹事長当時の改進黨の思想であつた。あなた方が修正したじゃないか。どうして豹変するんです。

○松村国務大臣 決して強弁はいたしませんけれども、やはり二カ年にもわたるこの緊縮の政策といふものと、各省とも予算をなしますから、その結果としてそつといふことになつたのは、これはまことに遺憾なことではございまして、その点は私といたしましてははなはだ残念に思ひわけでございませう。

○松野委員 緊縮々々と言われますけれども、その緊縮論は別として、少くとも五億何千万かがどうしても入らないう予算だと思つていない。もしあなたが入れろとおつしやれば、われわれ苦勞して入れて差し上げますよ。五億何千万かの金が入らないとは思ひわ

い。もし財政論でそつおつしやるならば、今の一兆円予算の中に五億何千万円が入るか入らぬかお互ひに考へてみて、入れたいという考へなら入れませう。あなたがどうしても力が足りぬから頼むとおつしやるなら、われわれも考へて上げますよ。問題は、文部行政で必要なかどうかの本心からこの問題が発生する。

○松村国務大臣 それは必要と心得ておられますことは先刻申し述べた通りでございませう。必要ではありませんが、それが、今度の予算には、先刻申し述べたような事情で入ることができなかったことを、御了承願ひたいと思ひます。

○松野委員 必要といふことは、ぜひこれを入れないといふ考へには間違いないです。もう時間もございませうから、この際審議を迅速にやつてもらいたい。

○松村国務大臣 それは、入れたいと思ひましたことは、先刻から申し上げたやうなわけでございまして、できるだけすみやかに、皆さんの御賛同を得まして、再びこの制度を復活したいという念願においては、決してお考へと交りないつもりであります。

○松野委員 入れたいという思想があるならば、入れるように御協力いたしましよ。これは来年三月三十一日まで補助金を打ち切るといふ法案だから、あまりにこれは長期過ぎる。もつと早い時期にあなたの思想が実現できるように、あなたの御努力ができるやうに、この際根を殺してこの法案から削除することが私はあなたの思想に合ふと思ひます。どうなですか。

○松村国務大臣 私は、この年度の中途においてそれは困難であらうと思ひ

まして、明年の予算の編成に伴つて実施をいたしたいと考へておられます。

○松野委員 あなたは、この問題は本年はやらぬ、来年からやりたいといふのか、なるべく早い時期にやりたいといふのか、またこの辺が不明確になつてきた。直ちにこの予算の中でどうしよするといふことができないければ、早い時期にやりたい、本年中はできないだらうといふ見通しは勝手気ままであつて……

○松村国務大臣 今度の予算に組み入れることができませんでしたから、すでに教科書の買入れの時期も過ぎてゐることと考へておられます。明年の新年からやりたいと考へておられます。

○松野委員 だんだん突き詰めていくと、だいたい文部大臣も困りのやうなことです。非常に私が遺憾に思ふことは、齒に衣を着せしめて、さつぱりとおつしやれば一番いいんです。ほんとにあなたが残念だと思ふなら、学童にまことに申しわけなかつたとおつしやればいいじゃないですか。面子にこだわつて、やりたいけれども、予算がなかつたから残念だ。残念だといふことは私が言ふことであつて、あなたの立場から言ふならば、自分の力が足りずに申しわけなかつたと言ふのが常識じゃないか。もしそれがほんとうでなければ、あなたの言ふことは支離滅裂だ。何となしにどこかに遠慮されてゐるやうである。あなたに御協力する気でこれを質疑してゐるのですから、やりたいと思へば、今ならこの法案だけは間に合ふ。予算の問題はまたわれわれは財政当局に対してあらためて審議いたします。予算のことは別にして、問題は、文部行政としてぜひとも

この制度は残しておきたい、なるべく早い時期にやりたいといふなら、協力します。来年まであなたの内閣が続くかわからない。だれもわからない来年のことを言はずに、学童は今日勉強してゐるのだから、その学童を対象にわれわれはやつてゐる。これは自由党が初めて開いた善政なんです。いろいろな問題と別個に、これは新しい問題である。ことにこれは喜ばれた。昨年は残念ながらあつた状況になつた。今年はいよいよ復活しようといふのがあなたの方の思想だつたと思ふ。内閣がかわつて豹変してはいけない。財政の都合はまたほかのことで大蔵大臣に聞きませうから、あなたの思想をはつきりすればいい。何となしに財政当局に遠慮されてゐるところに、この審議が混乱する。出したいといふなら、私も一生懸命考へます。私の質問の本心がおわかりですか。

○松村国務大臣 繰り返して申し上げますが、もはや、本年度にこれを実施するといふことは、新学年も過ぎたことでもございませうし、やはりいろいろ構想を練りまして、明年の新学年からこれをやりたい、こういふふうに考へておられます。

○松野委員 それじゃなせ本年の四月からやらなかつたのですか。今からやることはよいことではない、不手ぎわだと思ふなら、それじゃ四月にさかのぼつてやればいい。

○松村国務大臣 四月からやり得なかつたことは、先刻申し述べた通りでございませう。まことに遺憾に存するわけでございます。

○松野委員 遺憾という言葉は、言葉の字句にとらわれるんじゃないけれども、申しわけないという本心なんですか。遺憾々々という言葉はいろいろ政治的に使われるが、あなたはほんとうに学童に申しわけなかったという気持ちがあるのかどうか疑わしい。私には遺憾でいいかもしれぬ。しかし、学童に遺憾だ、遺憾だと言つても、これは政治知識のあるものなら別ですけれども、そんな幅の広い言葉は、私にはそれで通ずるかもしれないが、学童には何だかわからぬ。言葉は、遺憾だけれども、本心は、ほんとうにこれはやらなければいけないものだ、学童に申しわけないという気持はみじんもない。それでよろしい。どうなんですか。あまり同じ論議を繰り返したくない。しかし、あなたの言葉一つで協力できるような大事なせとさだだから聞いています。

○松村國務大臣 どうか一つ先刻まで申し上げましたことで御了解を願ひまして、この案に御賛同をお願いするわけでございます。

○松野委員 私とあなたと、私は私の意見を言ひ、あなたはあなたの意見を言ひ、いつまでも対立していてもこれは切りがない。いづれ委員会に諮つて、どちらの意見がいいか委員会で私にきめていただく以外にないと思ふ。すなわち、私がかりにこの委員会に動議として出すならば、文部大臣の力が足らずまことに申しわけない、陳謝すべしという動議を委員会に出して諮つていただくよりほかはないのです。お互いに対立して、お互いにいつまでやっておつてもしょうがないので、委員長を中心とする委員会に諮つていただ

きましようか。どうでしょう、大臣。

○松村國務大臣 大体先刻申しましたことで御了解をお手下さいます、この案が通りまうように御賛同を切に願ひを申し上げます。

○松野委員 そのがよけいなことなんです。通るよりにというのにはあなたの思想と違ふのじゃないか。あなたは通したくないのです。なるべくこの問題を生かしたいのです。生かしたいのです。廃止法案の通過に協力してくれというのとはどういふことなんですか。約二時間論議したことはまるであらじやありませんか。國務大臣として、どういふ動議を出すかは別個の問題です。いつまでもあなたがにえ切らなければ、これ以上方法はいいじゃありませんか。

○松村國務大臣 私、予算の編成に当りまして、閣議でこの予算に賛成をいたしました責任者でございます。従いまして、ことし一年はこれはやむを得ませんから、明年の四月からこれを実行いたしたい、こういうことからいたしまして、どうかこの案をお通し下さるようお願いをいたしたい、こういう次第でございます。

○松野委員 それならこれは國務大臣として閣議に列席した行政上のあなたの一つの責任かもしれない。しかし、それを受ける学童に対してあなたの気持はどうかをさつきは聞いていたので、一年間廃止してまことに申しわけ

ございませぬ、大臣の力が足らなかつた、こういう思想があるかないかというのを先ほどからずっと聞いています。閣議ですからそれに拘束されることは事実なんです。こういうふうなことに拘束されないようにする力があなたに足りなかつた。それが学童に迷惑をかけておるといふことなんです。少し論議の前提が違つてきておる。いづれ、あなたが謝罪されなければ、私の意見が正しいかどうかを諮つていただいて、私が負ければ私はいさぎよく引き下ります。いづれ理事会でこの問題を諮るつもりですが、そのときに私がどういふ動議を出すかは別個の問題です。いつまでもあなたがにえ切らなければ、これ以上方法はいいじゃありませんか。

○松村國務大臣 大体先刻申し上げました通りでございます。私が遺憾の意を申し上げ、そしてこの法案をぜひお認め願ひ以外にはないと心得ます。どうか先刻申しましたことを御了承をお願いいたします。

○松野委員 このように答弁の分裂した文部大臣といつまで論議したつて方法はない。従つて私は、私の思想を最大限に生かすように、あらためて委員会に諮り、理事会に諮つて、私の今後の処置は考えます。これ以上文部大臣と論議したつて方法はいい。従つて私は、文部大臣に対する質問は無意味だからやめます。少しも政治良心が見られない。ことに文部行政という道徳良心が一片も見られない。私は穴があるならば穴をつつこうというのではありません。あなたに対する賞賛を通じての間に、学童に対する良心がみじん

も見られない。これじゃ足りない、しかし足りないところはこういうことでがまんをしてくれと言ひ。これはたれだつて、やりたいことはたくさんあるが、財政に縛られているというところはわかつておる。あなたの答弁は何です。通してくれ、通してくれと言ひ。やりたいのかと言ひ、やりたい気持ちもある。これはどつちなんですか。何となくしにどうかしてくれというのじゃ責任のがれじゃないか。私はそれを非常に不満に思ふのです。別に私はそう悪意であなたに今日質問しておるのじゃない。なるべく早くあなたに協力しようと思ひ、思想だけは聞いておきたいのです。本気でやる気はないのじゃないか。ただ、政治上、うっかりやるとわが内閣に不人気が出るからということばかりがあなたの念頭にあるように思ひ。従つて、この問題で文部大臣と何ぼやつたところで、どちらかといへば私はだんだん反感を抱くような気がしますから、この際善意な意味で文部大臣に対する質問はいたしません。しかし、この問題はあらためて私の思想をこの委員会において御判断を願ひ機会があるうかと存じますから、委員長は、十分それをお含みの上で、採決前にこの問題をもう一べん理事会に諮られんことを条件として、賞賛を打ち切ります。

○伊東委員長 他に賞賛はございませんか。

○澤井委員 大臣にちよつとだけお伺いしますが、新たに入学する児童に対する教科書の給付は次の通常国会で修正をしたいという御答弁がありました。同時に、新学年からやるのだ、こういうことなんです。実はこの法律

は来年の三月三十一日までしか期限がないのです。大臣がそうやると言わなくても、自動的にやることになるのだと思ふのですが、この点大臣御存じでそういう御答弁をされたのか、これは大臣の意思にかかわらず来年からやることになるのですか。

○松村國務大臣 お話の通りでございます。来年の三月で切れます。切れますことは来年の三月からぜひやりますと考へておるわけでございます。そのやり方につきましては、先ほどもお答申し上げました通りに、このままで前と同じ形にやるか、もしくは新しいことも少し検討を加えてやるかは別でございますけれども、ぜひ来年の四月からそれを実行する、こういうふうにいいたしたいと考へております。

○澤井委員 それと関連しますが、そうしますと、実はこの補助金等の臨時特例に関する法律が出たときは、こういうものは、二応政策的には一年であつたけれども、国の財政の健全化をはかり地方財政の健全化をはかるという意味からも、こういうものは非常に不合理性の多い補助金である、だからそれを削つていくのだという大蔵当局の説明があつたわけなんです。しかし、昨年いろいろの政治情勢で一年になつたわけですが、基本的な物の考え方は、これはほとんど半永久的に地方なり国の財政の健全化のために行われた法律なんです。今の大臣の御答弁のよりに、大蔵当局の考へておつたその意図とは全く逆に、これが来年から確実に復活してくるということになれば、あにこの学童ばかりでなくして、おそらく大臣は社会教育関係の図書館や公民館や博物館に関する補助も全面

的に内閣としては復活をするのだが、いろいろ御意思があるものと考へるので、教科書と同じように、そういうものについてもそう考へてほしい。

○松村国務大臣 今お話を通りでありまして、図書館その他の同一種類の助成も十分いたしたいと考へておりますし、社会教育等の意味からいって、図書館などは現在もやはり補助をいたしておる面もございます。

○滝井委員 来年度から社会教育関係も教科書と同じように復活するということですが、大蔵省にお尋ねしますが……

○松村国務大臣 ちょっと私にしました、現在の予算の中において図書館等にある種の助成はいたしておるでございます。

○滝井委員 わかりました。大蔵省に一つ。これは一応来年度限りになっておりますけれども、昨年われわれは一年限りだという国会の意思を決定しましたが、再び出してきたわけですが、ところが、あなたの方の意思としては、すでに先般提案理由の説明があった通り、少くとも恒久的な意義のあるものだと私たちが受け取っておったのです。大蔵省の意図としてはそういうものがあつたのだ。ところが、今の松村さんの御意見等を見ると、やはり時限立法で、二年限りということがはっきりしてきたわけですが、従つて、これはほんとうは大蔵大臣の答弁を得なければならぬところですが、正示さんがおいでになつておるので、大臣のかわりに御答弁を願わなければならぬ。できなければ大蔵大臣を呼んでもらわなければならぬと思ひますが、もう大蔵

省としては来年は補助金のこころいりも断じて出さない——今のようには、財政事情というものは昨年と今年はあまり違わなかつたので、教科書もやりたかつたのだけれども、やむを得ずこりしましたというところをおしやいまして、来年から、この補助金等の特例は、大蔵省としても全面的に国会の意思通り賛意を表して、全部復活をしよう、こう確認をして差しつかえないか。もしあなたで御答弁ができれば、大蔵大臣を呼んでいただきたい。

○正示政府委員 お答え申し上げます。補助金の整理につきましてはたびたび大蔵省からもお答えを申し上げておるのでありますが、実は、本年度に去年と同じようなこころいり臨時特例の法律を出したことにつきましては、私も財政当局として相当責任を感じておるわけでありまして、本来ならば、もつと根本的に検討を遂げまして、補助金につきましてもそれぞれ本質的な区別をいたしまして、ただいま文部大臣からもお答えがありましたように、改善をして、残すもの、あるいはさっぱりとやめてしまふもの、あるいはさらにいろいろと根本的に検討を遂げなければならぬものというふうな、いろいろな分類があろうかと思ひますが、この点につきましては、いろいろの事情でそれをいたします十分の余裕もなく、今回出しましたのは、前年度に引き続きましてとありえざるに一年延期を願うということが大部分のこころになつてしまつたのであります。その点につきましては、先ほど申し上げましたように、これは私どもとしても

まことに遺憾に思つておるのであります。将来の問題といたしてでございますが、これはやはりすみやかに根本的に検討を加へまして改善をして、新しく残すものもあつたしよろし、またすつぱりとやめてしまつて、それにかわりまして、たとえば地方に財源を与えて地方自治の要請にこたへるものもあろうかと存じますが、これは、それぞれ補助金の沿革なりまたその現実に果しております機能なりをよく検討いたしまして、来年度の予算までにきめたい、これが私どもの考へ方でございます。

○滝井委員 どうも少し答弁的をはずれたのですが、それでは一つ区切つて御答弁を願います。今、文部大臣から、社会教育関係についてもあるいは学童の図書についても来年からは全面的に実施をいたしますという意味の御答弁があつたわけでありまして、そうしますと、あなたの方の今の御答弁では、またあらためてそれらのものを検討し日限りまでにしても、新たな検討をやつてまたやる、こころいり御意思のようであるのですが、食い違つてくるのです。文部省の方は、この補助金の対象になつては、少くとも全面的にやります、特に一番大きな五億二千八百四十三万二千円という教科書について、はつきり来年からやるとこころいりたのです。そうしますと、他のものは経費は知れておるのです。千四百九十九万が社会教育設備費の補助、それから図書館関係が一億二千七十七万で知れておるのです。この中で一番大きなのは

五億二千九百万有餘の教科書なんです。こころいりものが復活をしてくれば補助金の対象としては意義がなくなつてくるわけですが、従つて、文部省の言ひ通りに社会教育が全面的に復活しても差しつかえないということになるわけでありまして、そういうことになれば、文部省がしかりとするならば、厚生省においでしかりなんです。あるいは農林省においても、運輸省においても、建設省においても復活しておることは当然であります。そうしますと、あなたの方の意図したことは実は結果が逆になつてくるのです。これは、今文部大臣の御言明によつて、おそらく来年は文部省関係はないといふことははっきりしてきてきた。少くともこの一覧表に出しておる限りは、社会教育と図書だけですから、ない、こころいり承知します。問題を広げますと、なかなかむずかしいのであります。文部省にたいしては、文部省にたいしては、大蔵省も来年から一切直すといふことはないとこころいり御言明いただけます。

○正示政府委員 まず最初の文部大臣のお答えにつきまして、滝井先生の御解釈でございますが、私何つておりましたのと少し違つてございまして、文部大臣は、社会教育の補助はここにありまして以外にも相当やつておりますといふふうな御趣旨の御答弁でございまして、なお十分研究するといふふうな御趣旨でなかつたかと思ひるのであります。これを全部復活するといふことのお言明にはならなかつたのじやないかと思ひます。これはあるいは私が間違つておるかもしれませぬ。実は、私どもといたしましては、教科書の問題につきましては、文部大臣のお

考へを案は本日伺つたよりなわけでございます。将来は、負担力のあるものにもやるというよりは、負担力のないうふうなものを主としてやつて、そのかわり、たとえば小学一年だけではない、中学までのものに及ぼすという方が合理的ではないかといふふうなお話を伺つたわけでありまして、この点につきましては、私どもといたしましては、いづれ予算の編成に当りまして、御承知のように予算は各般の問題を一緒に扱うわけでございますが、この問題は先ほど来御問答のようになつた重要な問題でございますから、十分慎重に文部省のお考へを伺ひまして、また私どもの立場からも意見を申し述べまして決定をいたしたいと存じますが、ただいまこれらにこころいり盛られた文部省関係の補助金については全部これを復活するのこころいり御質問に對しましては、これはにわかにお答えはできないのであります。それぞれば先ほど申し上げましたような角度から十分研究をいたしました上で、あらためて決定をすべき問題ではないか、かように考へておる次第でございます。

○滝井委員 文部大臣、今のようは大蔵省の意見は大分違つておる。そうしますと、教科書についてはあなたの方の御意見を大蔵省としては今初めてお聞きになつたという状態です。これは今度は大蔵省としては断然来年はやるのだと思ひます。しかも補助金の整理の対象は、こころいりこころいり出ておるの全部で、十九億としましては、少くとも四分の一は教科書が占めておるのです。これはこの補助金の法律が骨抜きになるかどうか

考へを案は本日伺つたよりなわけでございます。将来は、負担力のあるものにもやるというよりは、負担力のないうふうなものを主としてやつて、そのかわり、たとえば小学一年だけではない、中学までのものに及ぼすという方が合理的ではないかといふふうなお話を伺つたわけでありまして、この点につきましては、私どもといたしましては、いづれ予算の編成に当りまして、御承知のように予算は各般の問題を一緒に扱うわけでございますが、この問題は先ほど来御問答のようになつた重要な問題でございますから、十分慎重に文部省のお考へを伺ひまして、また私どもの立場からも意見を申し述べまして決定をいたしたいと存じますが、ただいまこれらにこころいり盛られた文部省関係の補助金については全部これを復活するのこころいり御質問に對しましては、これはにわかにお答えはできないのであります。それぞれば先ほど申し上げましたような角度から十分研究をいたしました上で、あらためて決定をすべき問題ではないか、かように考へておる次第でございます。

という一番大事な問題です。しかも、大蔵省としては、一応議院の修正で来年までとなっておりますが、意図としては、地方行政の健全化、国の財政の健全化という意味で、恒久的な立法としてシャープ税制の勧告以来意図しておいたわけですね。文部省の五億という補助金の対象の四分の一というものがすっぽり抜ければ、この法律は骨抜きと同じです。従ってこれは今のよう大蔵省は再検討していく、こういうこととです。大臣は来年から断然やるのだというのを松野君に御言明になつた。明らかに食い違つてくる。大蔵省の意向によつては、大臣がやろうとしても、また財政の都合で——これは今年もできませんでした。去年もわれわれはそれだまされてきた。去年は一年切りだと国会は意思をきめたが、どうもデフレ政策というものはもう一年地固めでやらなければならないので、ことしも十九億ばかりの補助金は切らなければいけませんと出てきておる。今大臣は社会教育も教科書もやると言われたから、その通り政治生命をかけて大蔵省と対決してやつていただけると確認して差しつかえありませんか。

○松村国務大臣 これは来年度の予算の編成にかかるとございませう。私は、それにはぜひ全力をあげて、私どもの教科書の無料配付のことに実現したいと努力をいたした、そして必ず実現するつもりでおります。大蔵当局といたされましては、予算編成の前でありますから、今の御答弁以上のことはむづかしいことは御了承を願ふことと思ひますが、私どももいたしきしては、ぜひその節には大蔵省の方へお願いを申して、そして

その目的を貫徹したい、こういうことで最善の努力をいたすつもりでございます。

○滝井委員 具体的に予算の問題になりましたけれども、法律の改正を通常国会で出したい、こういうお話もあつたわけなんです。通常国会でやりたいという事は、法律の改正以外にないわけなんです。そういふ点から関連しますと、どうも今の答弁は前の松野さんに対する御答弁と比べてだいぶ後退しておつたんですが、今度大蔵省と相談して努力目標ということになると、だいぶ話が違ふのですが……

○松村国務大臣 それは具体的にすつとお話でございますから、これを実現する手続においては、どうしてもそういう過程を経なくてはならない。大蔵省の方の御答弁も、これ以上にたまたまは出れないというのを申されましては、ぜひこの実現を期しておるという事で、先刻松野さんにお答えを申したことは、後退をいたしているというわけではないつもりでございます。

○滝井委員 それならば、これは来年という鬼も笑いますから、現実の問題として、一つここで今度のこの補助金の中から削除をしておいたらどうでしょうか。削除しておけば来年からばつと確実にやれると思ひますが、どうでしょうか。削除されておいたらどうでしょうか。

○松村国務大臣 実はそれを言うことにお運び願ひますと、そうすると、こしからもやはり給付しなければならぬという事になりますので、こと

しは、先刻申しましたような次第で、遺憾なことではありましたが、やらないことにはいたしてありますものですか、それでぜひ一つこれはお返しを願ひたい、来年度の方は新しく発足したとして、そしてこの法によつて運営をいたしていきたい、こういうふうな考へておるわけでありませう。

○滝井委員 おそらくそう言うだろうと思つた。実はこの法律が昨年通過したのは五月末だった。私は予算委員会で大蔵大臣に言った。新たに入学する児童というのは、入学してしまつた児童じゃなくて、今から入学する児童に前もつて教科書をやるわけですね。算教、国語。これは去年は四月にみんな入学するときに法律はなかった。そのときに、小笠原大蔵大臣は、もう自分の方は法律を出しているから、滝井さんが幾らやれやれと言つても、政府の意思はやらぬこととにきめておるんだから、法律がいずれ通過すると思つておる、だからやる必要はありませんと申して、四月に入学する児童に、予算委員会では私は言った、法律がないんだからやるべきだと私は主張をした。これは五月二十八日か何かに施行されておる。だからこの法律の効力が発生したときは、小学校の子供はみんな入学しておる。みんな算教の教科書をもらわなければならぬ状態にあつたんだから、内閣がそれをやらなかつた。だからこれは、途中からやつても、みんな算教の教科書を買つてしまつて、ことし四月に入学して終つたあとで、それから、去年と同じです。途中からやる必要はない。やむを得ないので、みんな買つたんだから。お金をやるわけに行かぬ、現物給付だから。これを

今度落しておつても——ことしは結局暫定予算でやつておるわけなんだから、暫定予算で四月、五月、六月ときめてあつて、あと九カ月しか残りのない法律です。今度これを落しておつても、私は昨年の事例から考へて差しつかえないんじゃないかと思ひます。そういたしますと、これは確実に来年から効力を持つてくるんです。来年大蔵省が幾らやろうとしても、今度新たにこれを入れていかなければならぬ、こういう手間がある。その点文部大臣はいかがでしょうか。昨年は途中からだったんですよ。

○松村国務大臣 お話は承ります。これが復讐せられますと、ことしの年度の春の教科書の代金も、やはりあとにでも交付しなければならぬと思つてございまして、そうなりますと、ちよつとこれは運営ができません。状態でありませうから、どうか一つお認めを願ひたいと思つております。

○滝井委員 そうすると、昨年この法律ができたときには子供は入学しておるが、そのときにはやらなかつたので、それはどうしてですか。

○内閣政府委員 昨年は、法律で遡及いたしました四月一日から適用したわけです。その年度内には国の義務は発生しないようにしたわけです。今度もしそれをはずしますと、年間に義務が発生いたしますから、いづれ、現物を給付しないまでも、現金賠償が何かしなければならぬと思ひます。先ほど文部大臣がおつしたように、この制度に改善を加えて、検討したいとおつたので、本年は、予算との関連もありまして、ちよつと実行が困難ではないかと思ひます。

○滝井委員 これははっきり言明をいたさなければ困るのです。大蔵省は検討すると言ひし、大臣も最後には予算編成期の努力目標になつたので、初めから今のようなことでやる。われわれは現実をはつきりしていかなければならぬ。将来のことは将来で、内閣はかわるかもしれないから、現実をはつきりつかんでいかなければならぬと思つたのです。昨年は、現実に子供が入学したときに、法律ができていたのだから、今度も何かそういうところがあつては、少くとも、ことしはやむを得ませんでした。来年は必ずしや。あるいは、ことしからでも、今松野さんの言われるように、できないことはないはずなんです。まだ参議院で予算審議中ですから、できるはずなんです。ただしかし、ことしは財政上の理由があつてできないと言われるならば、この委員会の席で、政府の方から、これは来年から確実にやりますという、何らかの説明なり何らかの意思表示の明確なものがない限りは、私としては今の答弁には納得が行かない。私は昨年予算委員会ですれつたときに、政府自身が、もう五月で学校に入ったあとから、この法律が成立して遡及規定をつけてやつておるのですから、ことしが年度の半ばであつても、やれないことはないはずなんです。何ぞ来年を待たんや。今からでもできるはずなんです。できないことはないと思ひます。去年できたのですから、途中からでも遡及して……法律がまだ成立もしないうちから遡及規定で——ことしは半ばだといつても、何もことしやれと言ふのではなく、来年から確実に

第二類第五号 補助金等の整理等に関する特別委員会議録第十号 昭和三十年六月二十四日

にやるようにしなさいと言うのだから、大蔵省と相談しなければならぬといふことではなくて、今そこにおられるのですから、大蔵省も文部省も、来年は間違いなく五億二千八百四十三万二千円というものは、もうたとい補助金の問題が上つても切りません、こ

ういうこと御言明がいただければ、私達は了承したいのです。それでなければ、私達も、ことしからでも今の松村文部大臣の御意思を尊重してやらざるを得ない。というのは、何となれば、昨年は途中からやられたのでし

かでは思っていたのに、あにはからんや五月になって——国会へ出たことは前から知つて居るわけですが、国民大衆は法律が公布されてから初めて知つたわけですか。ですから、そういう点から考へてみれば、国民はキツネにつま

たのだから、今年一つ、来年のことを言わずに、ここで予算編成の通常国会とか、あるいは予算の固まったときを言うて鬼が笑うから、今現実にはつきりしてくれ、こういうことです。だから五億二千円出しますと御明してくれば、それで問題はない。

○正示政府委員 それでは、最後に、大蔵大臣をお呼びになるかどうか、これは委員会御決定をいただくこととありますが、私、この問題につきまして、参議院の大蔵委員会、やはり前回のとき、すなはち六月一ぱい御延期を願う場合にいろいろ問答がございま

○村上(孝)政府委員 ちよつと、法律的に御説明申し上げます、新入学児童に対する教科書の無償給与の法律は、第二条におきまして、新しい入学生児童に対して国語と算数の教科書を無料で給与する、こういうふうな宣言的な規定がついておりました、その第六

給与するといふ形になつておるわけであり、去年中途から出たと申しませんが、去年中途からやるのと、ことし中途からやるのとはいふ意味が違つたのでありまして、去年中途からやつたといふのは、政府の予算編成方針が無償給与につきましては一年間停止するといふ方針でありましたものですか

か、予算の実体と法律の事情といふものが一致させるために措置をいたしたわけでございます。今度それと同じやうに中途からやれとおっしゃる理由は、私の誤解かもしれませぬけれども、現在からこの四月にすでに国語なり算数の教科書を小学生に対して無償給与の実態を与へる、こういう意味だ

○正示政府委員 重ね重ねのお言葉でございますが、私どもの予算の編成は、滝井先生御承知のように、月余にわたり徹夜をいたしました慎重審議して決定をいたしましたのであります。この問題はきつて重要でございます。問題は非常に重要なことは認めるにやぶさかではございません。しかしながら、国家の財政全般には非常にむずかしい問題がたくさんございまして、また私は、一事務官僚の身でございます、非常に大きな問題について御明をいたす立場にもございませぬ。事情御了察の上、私どもはこの問題につきましては将来十分慎重に考究するといふことと、御了承を賜りたいと思ひます。

○伊東委員長 速記をとめて。
〔速記中止〕
○伊東委員長 では速記を始めて下さい。それでは、本日はこの程度にいたしまして、次回は明日午前十時より開会いたします。本日はこれにて散会いたします。午後三時三十五分散会

○滝井委員 条件は違ひますけれども、そのやつた行為について私は問題にして居るのである、去年は途中からでも適及効までつけて——ほんとうはみんなならざるであらうと期待して学校に行つてみたところが、法律が通つていないのに、ことしは教科書は自分で買ふのだと宣言されてしまつた。教科書はくれるのだとP.T.A.なん

かでは思つて居たのに、あにはからんや五月になって——国会へ出たことは前から知つて居るわけですが、国民大衆は法律が公布されてから初めて知つたわけですか。ですから、そういう点から考へてみれば、国民はキツネにつま

たのだから、今年一つ、来年のことを言わずに、ここで予算編成の通常国会とか、あるいは予算の固まったときを言うて鬼が笑うから、今現実にはつきりしてくれ、こういうことです。だから五億二千円出しますと御明してくれば、それで問題はない。

○正示政府委員 それでは、最後に、大蔵大臣をお呼びになるかどうか、これは委員会御決定をいただくこととありますが、私、この問題につきまして、参議院の大蔵委員会、やはり前回のとき、すなはち六月一ぱい御延期を願う場合にいろいろ問答がございま

○伊東委員長 速記をとめて。
〔速記中止〕
○伊東委員長 では速記を始めて下さい。それでは、本日はこの程度にいたしまして、次回は明日午前十時より開会いたします。本日はこれにて散会いたします。午後三時三十五分散会